

駐屯地構内樹木剪定役務

工事件名	駐屯地構内樹木剪定役務	縮尺	
種別	表紙	図面番号	1 / 3
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作成日	R7.1.8

仕 様 書

1	役 務 件 名	駐屯地構内樹木剪定役務
2	役 務 場 所	神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
3	納 期	契約締結日から令和7年3月28日まで
4	役 務 概 要	駐屯地構内の樹木60本を剪定する。
5	一 般 事 項	

- (1) 本仕様書内容及び作業中に疑義が生じた場合は、官側に確認し指示を受けること。
- (2) 作業中における災害及び既存構造物を破損した場合は、請負業者の責任において原状回復すること。
- (3) 当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は請負業者の責任において行うものとする。
- (4) 作業における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ、災害発生の防止に努めること。
- (5) 作業場所及び立入許可された場所以外への無断立入を禁止する。
- (6) 作業時間は原則として、平日の8時30分から16時50分までとし、土・日・祝日の作業は監督官と協議すること。
- (7) 作業写真等は、各工程毎に撮影しアルバムに整理して1部提出すること。
- (8) 提出書類は、定められた様式により作成・提出すること。

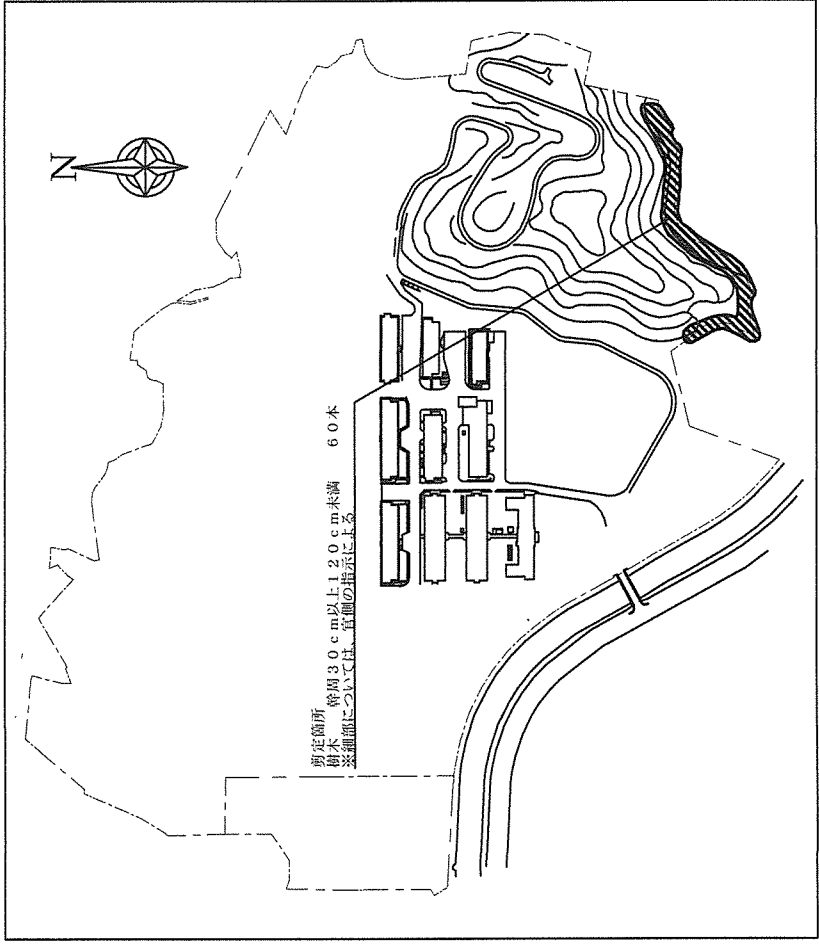
6 特記事項

- (1) 樹木の寸法及び数量については下記のとおりである。
樹木 幹周30cm以上120cm未満 60本
- (2) 本役務の実施場所・数量等は、配置図に示すものとする。
- (3) 剪定は外柵より1m後退した場所から突出部のみとし、作業終了後には切断面に枯れ防止処置を実施すること。
- (4) 剪定樹木、堆積枝葉及び刈り草については場外処分とし、合規適正に処分すること。また、処分完了後、官側が示す証明書を提出すること。
- (5) 作業に使用する資材機材等は全て請負側にて準備すること。

工事件名	駐屯地構内樹木剪定役務	縮尺	
種別	仕 様 書	図面番号	2 / 3
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課		作成日	R7.1.8



案内図 S=1/20000



駐屯地配置図 S=1/7500

件名	駐屯地構内樹木剪定役務	縮尺	図示
種別	案内図・配置図	図面番号	3 / 3
	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部管理課	作成日	R7.1.8